

(受理番号) 3-12	(受理年月日) 令和3年9月10日
	陳 情
<p>件 名</p> <p>要 旨</p>	<p>保育士の賃金の引上げと配置基準、慰労金について</p> <p>新型コロナウイルスの感染が広がっている中、保育現場では利用者の原則的な受け入れが求められ続けている。コロナ禍以前から、保育現場では、全産業平均の7割程度という低い賃金水準と、現場実態に合わない低い職員配置による長時間・過密労働のため、慢性的な人手不足となっていた。そのもとでコロナ禍となり、状況はより深刻なものとなっている。感染予防のための消毒業務などによる業務負担と、3密が避けられずに高い感染リスクの中で働き続ける緊張感が加わり、保育士の疲弊は深刻化し、アンケートでは、保育士の10人に1人が「いつも辞めたいと思っている」という状況である。職員の増員と賃金引上げに向けた政策が求められているが、国から抜本的な対策は打たれようとしていない。こうした状況のもと自治体によっては、保育職場を対象に「慰労金」を支給しているところもある。</p> <p>今、保育園や学童保育などの福祉職場を支える保育士は、社会生活を維持するうえで欠かせないエッセンシャルワーカーとして注目されている。その公共的な役割を発揮するためには、保育士の大幅な増員で長時間・過密労働を解消し、賃金の引上げで将来に展望を持ちながら働き続けられるようにすることが一刻も早く必要である。</p> <p>すべての県民が望んでいる「安心・安全な福祉」を実現するために、保育士を大幅に増やし、賃金を抜本的に引き上げることが可能となるよう下記の項目について陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非常事態、災害状況においても子供の安全を確保し、発達を保障する質の高い保育を格差なく実現するため、保育・学童保育の基準を改善すること。 2 保育・学童保育で働く職員の賃金を、専門職にふさわしく改善すること。 3 コロナ危機の下、エッセンシャルワーカーとして働いている保育・学童保育職員などを「慰労金」の支給対象とすること。